

飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第6号

飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則(平成18年飯塚市規則第120号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(利用の許可の申請)				(利用の許可の申請)			
第2条 (略)				第2条 (略)			
2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日から利用しようとする日までに提出しなければならない。 ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。							
3 (略)				2 (略)			
別表第1(第9条関係)				別表第1(第9条関係)			
附属設備使用料				附属設備使用料			
部門	品名	単位	使用料	部門	品名	単位	使用料
音響	(略)	(略)	(略)	音響	(略)	(略)	(略)
	拡声セット装置(ワイヤレスマイク2本付)	1式	1,100円		拡声セット装置(ワイヤレスマイク2本付)	1式	1,100円
					CDラジオ	1台	230円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考				備考			
1～3 (略)				1～3 (略)			

## 別表第2(第9条関係)

## 冷暖房使用料

室名	冷暖房料(1時間当たり)
サンクス会議室1	350円
サンクス会議室2	400円
(略)	(略)

## 備考

1・2 (略)

## 別表第2(第9条関係)

## 冷暖房使用料

室名	冷暖房料(1時間当たり)
学習交流室	330円
技能向上室	350円
軽運動室	1,020円
(略)	(略)

## 備考

1・2 (略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。